

利 用 誓 約 書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

[指定事業者]

住所

名称

㊞

1 利用するシステム（□にチェックしてください。）

☐ 豊田市給水台帳ファイリングシステム

☐ 豊田市排水設備ファイリングシステム

2 誓約内容

裏面「個人情報の取扱いに関する特記」のとおり

3 利用期間

利用誓約書の提出日から翌年3月31日まで

4 利用者

	氏名
1	
2	
3	
4	
5	

(裏面)

個人情報の取扱いに関する特記

(総則)

第1条 指定事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊田市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第56号）及びこれらに係る諸規程に基づき、この特記に定める事項を遵守します。

(責任体制の明確化)

第2条 指定事業者は、個人に関する重要な情報（公表している情報を除く。以下「個人情報等」という。）を取り扱うもの（以下「対象業務」という。）の履行に当たり、指定事業者の内部において個人情報保護に関する責任体制を明確にします。

(利用者の監理等)

第3条 指定事業者は、豊田市給水台帳ファイリングシステム及び豊田市排水設備ファイリングシステム（以下「システム」という。）の利用者を変更する場合は、事業管理者に対し、事前に書面により報告します。

2 システムの利用者は、指定事業者の指示に従い、特記事項を遵守します。

3 指定事業者は、特記事項を遵守するよう、システムの利用者を監督します。

4 システムの利用者は、対象業務の履行に当たっては、指定事業者が発行する身分証明書を常に携帯し、事業管理者から請求があったときは、当該身分証明書を提示します。

(教育等の実施)

第4条 指定事業者は、システムの利用者に対し、個人情報保護に対する意識の向上、特記事項の遵守その他対象業務の適正な履行を図るために必要な教育及び研修を実施します。

(守秘義務)

第5条 指定事業者は、業務の実施により直接又は間接に知り得た個人情報等その他秘密を第三者に漏らしません。利用期間が満了した後も、同様とします。

(個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 指定事業者は、業務において得た個人情報等を、対象業務の用に供する目的以外に利用しません。また、所有者の同意なく、第三者へ提供しません。

(個人情報等の管理)

第7条 指定事業者は、対象業務を履行するために個人情報等を保持している間は、次に掲げる事項を遵守し、個人情報等を適正に管理します。

(1) 個人情報等は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退管理が可能な保管室において厳重に保管すること。

(2) 個人情報等が記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況及び記録された情報の正確性を定期的に点検すること。

(3) ファクシミリにより個人情報等を送受信しないこと。

(4) 個人情報等を管理するための台帳を整備するなどし、個人情報等の利用者、保管場所その他の個人情報等の取扱いの状況を記録すること。

(5) 個人情報等の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(損害賠償)

第8条 指定事業者は、特記事項に違反し又は特記事項の遵守を怠ったため所有者等に損害が生じたときは、損害を受けた者に対し、その損害を賠償します。